

第9回 府中市緑の基本計画検討協議会 議事録

■ 日 時：令和元年7月17日（水） 14：00～16：50

■ 場 所：中央文化センター4階1会議室

■ 出席者：（敬称略）

協議会委員（8名） 千賀裕太郎（会長）、佐藤留美（副会長）、後藤瑞穂、
浅田多津子、三浦眞二郎、山田義夫、小岩井雅人、葛
西利武

事務局（4名） 轟課長、須田課長補佐、宮本係長、石谷技術職員

■ 欠席委員（敬称略）：2名 松村良夫、田中善雄

■ 議事

1 開会

2 報告事項

（1）第8回府中市緑の基本計画検討協議会の議事内容

3 議題

（1）緑の将来像実現に向けた施策（案）について

（2）今後、重点的に取り組む施策（案）について

4 その他

（1）答申書の構成について

（2）今後の実施スケジュールについて

5 閉会

会 議 録

<報告事項>

「(1) 第8回府中市緑の基本計画検討協議会の議事内容」
事務局より資料内容を説明
質疑とも特になし

<議事事項>

「(1) 緑の将来像実現に向けた施策(案)について」
事務局より資料内容を説明

委 員： 19ページの(1)①と②に関して、①は内容見直しとなっているのですが、もっと詳しく教えてください。

②について、府中崖線は民有地の売却等で緑の確保ができないという状況で、この見直しが入ると防ぐことができると考えていいのでしょうか。まずは基本方針②の施策17について教えてください。

事 務 局： 施策17の内容の見直しというのは前回もご説明したのですが、現計画「緑の基本計画2009」と比較して内容を修正し、法改正等で見直しがあった場合にこちらの表示をしております。

委 員： 私有地は神社・仏閣とか大学の樹木等も樹種が増えている、管理している場所があると聞いていますが、活用とはどういう内容になるのか、その辺を教えてください。

事 務 局： 前回の計画、現計画ではタイトルとしては「樹木の保全・活用」というのは同じですが、前回のときには具体的に樹木の保全のために事業者や市民の協力を得て下草刈りや枝打ちなどを実施しますという具体的な実施項目を書いていたのが、下草刈りなどと特に限定せずに目的に応じた保全・活用を図るまでにするという事で、内容の見直しという表示にさせていただきました。

なので、方向としてはいままでの計画と大きく変わりませんが、そういった意味では内容の見直しとなっています。

副会長： いまのご質問は、この制度が緑地を守ることにつながるのかという意味ですよね。

委員： 「活用」のイメージが捉えにくいので、市民がどう関われるのか、書き方を工夫してほしいです。民有地は市民も入りにくく、神社などとそれ以外の場所で、管理している木の違いも市民にはわからないし、そのほかに大学等もあるのでしょうか。屋敷林には入れないところもあると思うのですが、せっかく府中市が活用していて、こういった側面からの緑育を推進するのならば、明確にしてほしいと思ってお尋ねしました。

事務局： 民有地の中での活用ということですね。

委員： 民有地の中の保全する木を府中市が「活用する」というイメージがわかりにくいです。色々な解釈があると思いますので、もう少し見直しの内容がわかればと思うのですが。

委員： いま活用している例はあるのですか。

事務局： 民有地にある樹林や樹木の保全の方法として、一つは樹木の管理にお金を出す保存樹木の制度で、管理に補助金を出すという方法です。あとは、都市公園としての借用という形で、土地ごと市の公園や緑地という形でお借りして、そこは市で管理するという部分があります。それはいま委員がおっしゃるように、神社や寺の土地で樹林になっていたり、樹木が多いところをお借りして、そちらを管理しているというのが現状ということになります。目的に応じて今後も続けるというのが今回の都市公園としての借用などになるかと思えます。

委員： この「活用」という意味がちょっとなかったような。

副会長： いまはどちらかというと保全ですね。お借りしている公園や緑地をそのままその形や状態で市が維持していくということで、保全という部分は主に市が借りている部分については行っていますが、活用とな

ると、「これもあれもやっています」とはなかなか強く言える事業でもないと思います。

委員： 誰かに活用事例などをお話ししていただき、市の方からでも「このように活用すると解釈しています」とお話ししていただけるとわかるのではないかと思います。

委員： 一部、活用になるかもしれませんが、ウォーキングマップをつくりましたよね。そのマップの中には府中名木百選「土のめぐみ」というコースも入っています。しかし、いま見ていると、ちょっと名木にはふさわしくなくなってきた樹木、あるいは「これが保存樹木なのか」と首をかしげるようなものもありますので、そういうところの見直しを図っていったら。

副会長： 保存樹木という単木になると、それ一つで非常に価値のある文化財的な意味が高くなるのですが、樹林になると面積が広がり、活用例はまた変わってくるかなと思います。例えばいまはフォレスト・ヒーリングというか、心身の健康とか具合が悪くなった人に樹林を歩いてもらうと健康になるとか、お年寄りの方に通ってもらうと血圧が下がっているなどの案内や、健康増進のために活用できますというようなことがあると、わかりやすいかもしれないですね。

委員： 分梅町の光明院の横に公園があり、市民が提供していると聞いているのですが、この「活用」という意味はあれをイメージしているのですか。

事務局： そうですね。

副会長： 今回出ている「市民緑地契約制度」ですが、都市緑地法が一昨年変わり、市民緑地という制度がもっと使いやすくなって、民地を借りて保全するだけでなく活用も含めて市民にオープンにすると。市民緑地制度が非常に進んでいる練馬区では、45 くらいの市民緑地があり、そのほとんどが屋敷林、平地林です。まちなかのそういう緑地を「市

民緑地」といい、民地ですが区が借り上げて整備して公園のようにしています。そこでは区民がワークショップをしたり、森の活用を目的に色々な活動をしていて、人材育成の場としての利用が非常に進んでいるのですが、いまは市民緑地になっているところはないですね。市民緑地契約制度の適用として、今後そういった屋敷林など、いままでは入れないと思っていたところが公園のようにオープンになって、中を歩いて癒やされるとか健康づくりとか、活用の話をプラスしていただけるといいと思います。

委員： ウォーキングマップと融合するような取り組みがあると、もっと市民の側から活用について沸き上がってくるかもしれないですね。

副会長： 指定するところを増やすために固定資産税の優遇あるのですが周知されていないのでしょうか。

もう一つ、民地の緑を持っている方は非常にご苦労されているので、そういう方々に対してアプローチが必要だなと思うのです。ただお金を出すだけではなく、民地を持っていることの悩みを聞き、どのようにしたらそこが保全されるのかとか。例えば市民のボランティアが落ち葉はきを手伝うなどのきっかけづくりにもなって、杉並や他の区でも色々な事例もあるのですが、たぶん府中市ではやっていなくて、保存樹木や保存樹林など民地の緑の所有者の意見交換やサポートなどに関しても書いていただけると、もっと活用されると思います。

事務局： 市民向けに少し記述を入れさせていただきます。

副会長： 基本目標2に「協働」という言葉が出てくるが、すべてにおいて入ってくることなので、書き込めるところに書き込んでいくとつながっていくと思います。

委員： 地域にとって価値のある樹林とか屋敷林などは府中市にいくつくらいあると考えていますか。具体的に3個くらいであれば、それほど話し合うこともないでしょうが、10個とか100個となると真剣に話さなければいけないとなるでしょう。数がいくつあって、だいたいどんな

ところがあがっているかがわからないと捉えようがない。

事務局： 民有地内の樹林を面積などで線引きしたところで、381箇所という調査があります。その中で歴史的、文化的という線引きはしていませんが、例えば神社や寺であればそういった価値があると考えます。

委員： 380というのは大きな数字ですね。公園の400に対して380が文化的価値のある場所となると倍になるじゃないですか。いま公園の400が多い、少ないと話をしているときに、それと同じくらいの数の価値を認めるか認めないかという話しになるということですよ。公園でさえ難しいのにそんなに管理できるのですか。

事務局： 市で全部は難しいので、民間でもやっていただくところがあります。具体的な内容を把握したうえで、それに向けてどういった施策を打っていくかというこれから検討していきます。

委員： NPOの活動をされている方は市民の中にも多いので、その方たちを募って基準や歴史などを決めていくのは楽しいと思います。

副会長： 民地だとなかなか入れませんが、入れられるものは入れていくといのかないかと思いました。

委員： 崖線の緑の恒久性を確保するために制度の指定を検討するということは、崖線を守るということでしょうか。崖線には民地が多いと聞いていますが、緑がなくなってきたのは民地が減ったことが背景にあると前の委員会でも議論がありました。見直しですが、これで崖線が守られるのか。内容がよくわかりません。

事務局： 崖線そのものの保全と、ここでのまとまった樹林についての緑地保全地域や特別緑地保全地区というのは同じではありません。ここはあくまでも民有地の緑の保全と活用ということですが、崖線もそれらを踏まえて守るためにどうするかという検討もあるでしょう。

- 委員： 今回の計画では、基本的に減らない方策をしっかりとしてほしい。崖線の施策と民有地の緑の保全・活用の施策の中で重層すると、切らないで済むのかを確認したいです。特に私どもは前回の計画策定から崖線の保全は言ってきたので、そこを強調させて頂きたい。
- 事務局： いまの時点で「まったく減りません」とか「増えます」とは言い切れませんが、崖線の施策や、こういった民有地の保全の施策についてご意見を踏まえた記述内容にして計画にしていきます。もう一つ、施策 29（3）②に記載しておりますが、崖線については保全という思いがある一方、土砂災害の危険も含まれているところがあり、それぞれの施策を進める中で、防災機能の面でも崖線の管理方法など、より適切な方法について検討を重ねていかなければいけないと事務局サイドとして認識しているところです。
- 委員： 以前の委員会で、民間が買ったために宅地化されて、府中市がその金額を支払えなかったと聞きました。土砂災害については質問したいと思ったのですが、さらに減らないように府中市の基金利用の仕方等も工夫し、何らかの方策を立て、民地を残す内容であればいいと思います。
- 委員： 例えば崖線を条例などの法律で縛っているようなことはあるのですか。いまのお話では、崖線は誰でも買えるけれど、調整地区であるとか、そういった条例などで縛っておけば対抗はできるでしょう。
- 事務局： 民間の方の土地を処分または売買するのはあくまでも民間の取引です。例えば生産緑地などでは法律の縛りがありますが、崖線に直接はありません。
- 委員： 例えば協定を結ぶとか設定できれば。民間の土地でも府中として大切な崖線をできるだけ守ってくださいという縛りがあるといいのですが。
- 副会長： 時間もあるので、少しまとめさせていただいてよろしいですか。 3

ページにあるように、府中市としては崖線の樹林を保全についての方向性をきちんと持っています。(1)③の「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」とは東京都と関係自治体が連携して崖線を持っている自治体が連携している協議会なのです。行政だけではまだ弱いところもあるため、それを官民連携で進めていくとか。東京都としても崖線の緑は保全の方向です。ただ、いまのように民間の土地なので開発圧に負けてしまうというところもあります。

国分寺市の崖線の事例で、野村不動産が崖線上にマンションをつかったのですが、崖線の木を丸ごと残すことで、資産価値を上げようとしています。また、ABINCという環境認証があるのですが、それもつけているのです。崖線の緑は残すべきものだと、当たり前と思うような方向性を持つことがすごく必要なので、官と民のやれることをうまくつないで力にしていくというのがいまの崖線には必要です。もっと市民への周知だけでなく、価値を認知させる。

委員： そういう橋渡しの役割を府中の市民が育てて、そういう民間企業などに訴えかけていくことが必要です。この緑の基本計画には罰則などはなく、あくまで基本方針だと思いますが、こういった資産価値が上がる事例など、開発業者にも知っていただくセミナーなどがあるといいですね。

委員： 府中市には、これまで東京都の緑確保の総合的な方針にて、確保候補地とした崖線が少なかったりします。今後は、さらにレベルアップして、確保候補地から確保地として位置づけられる場所を増やすため、民地との話をしっかりと進めていただきたいです。

会長： ビオトープネットワークの話になりますが、「推進します」とか「進めます」ではなく、「検討します」になっているが気になります。また、「ビオトープ設置校については学校や地域と連携し」とありますが、具体的なやり方があるのでしょうか。

副会長： いまビオトープ設置校というのは府中市に何校くらいあるのですか。

事務局： 矢崎小学校で設置があつて、地域で農業をやっている方とかと連携している事例があるとうかがっています。

副会長： 武蔵野市はすべての小学校にビオトープを設置したのですが、10年以上前に、地元のNPOと連携して仕組みをつくっています。「ビオトープができてよかったね」というのではなく、市としても推進すると明確にしたほうがいいと思います。

会長： いまあるものを維持・管理するというニュアンスになっていて、これからもっと増やそうという雰囲気はない。

委員： ビオトープ設置校は矢崎小学校以外にあるのでしょうか。また、ビオトープのイメージがわからないのですが。

事務局： 一般的なビオトープは水の流れつくったり植物を植えたりし、動物やカエルなどの生き物が近寄ってくるよう自然地のミニチュア版のようなイメージです。それが矢崎小学校と南白糸台小学校にも設置されているという状況です。

委員： それをより多くつくったほうがいいというお話ですね。

事務局： 矢崎小学校は、近隣に雑田堀があります。そこもサントリーの南側にビオトープを意識した用排水路を整備していた経緯があつて、そこと矢崎小学校のビオトープの設置が連動し、地域で活動していく小学校などの自然の学習の場となっています。

委員： 学校に水を引いているのですね。水があるような場所ならいいですが、水がないところに水を引いてくるという。

副会長： 水があるからビオトープというのではなく色々なタイプがあり、全部に池をつくるのは、すごくハードルが高い。例えば公園の中にちょっとした草原をつくる。芝生を敷き詰めるときれいなのですが、虫は全然いないのです。背が低い草と高い草をセットで置くだけでもビオ

トープと言えます。

委員： 学校の中に林をつくるのも一つの方法だと思う。ビオトープと言うと大変なことになりますから、例えば学校の中に林をつくって、そこに草を生やすとか。あるいは、ある府中市特有の植物をそこに植えるとか、そういったことは難しくはないと思うのです。

委員： 自前で学校につくるタイプのビオトープと、それこそ崖線を活用するような。崖線のそばの小学校だったら崖線をビオトープと見立てて学習に利用するとか、ビオトープを学校でどう扱うかという定義みたいなものをまずつくって、これもまた調査、認定して、いずれ府中市の全小学校の子供たちがビオトープに触れることができるという目標があったらいいのではないのでしょうか。

委員： 場所によって条件が違うということですね。

委員： 条件が違うから予算も違う。水を使わなくてもいい。小学校によってビオトープも水のあるビオトープと水のないビオトープがある。どこも同じだと逆に学習にならないから、それぞれの違いを勉強し合えるような連携があると、武蔵野市を超えるかもしれない。

副会長： 東京農工大の植生管理学研究室の先生が監修した学校のビオトープ的なガイドブックがありますし、結局、ここで書いてあっても何も動かない気がするのです。例えば学校にガイドを渡してつくり方を指導するなり、ちょっとしたバタフライガーデンでもいいと思うのです。そういうことが授業としてできるといった書きぶりがあったらいいのではないのでしょうか。

委員： 学校でそういう場所をつくれれば、自然にカブトムシも来るのではないか。ビオトープもあまり大きく考えずに、学校の中の自然ということを考えて進めてはいかがでしょうか。それが大事です。そのときにおすすしたいのは、2種くらいの木を植えてもらうことです。その土地に昔からあった樹木を植えることが大切だと思います。

副会長： それを学習することもちょうどいいですよ。

委員： そこで落ちた葉はためて、そこにカブトムシや蝶を呼ぼうとか。それを一部つくっておけば、子供たちが毎日校庭に出るたびにそれを見ることで自然を感じられるといったように書いていただけると。

会長： 理科の先生にはすごく意識の高い先生が多いので、その方々が担い手になって、こういう場にも入ってくるかもしれないし。それを促進するうえでも小学校、中学校のビオトープ設置が大事でしょう。ビオトープは、自然に近い空間ということで、必ずしも水辺ではないです。

委員： オリンピックが終わった後に小・中学校が建て替えられるという話もあるようですが、そのあたりで織り込んでもいいと思います。

会長： ビオトープに対する関心が高まって自然に対する関心が高まることは非常に大事。

副会長： コリドーの形成は崖線の緑を主軸にという記述はとてもいいなと思っていて、緑道、街路樹のある道路、水路、寺社林、屋敷林、農地、住宅地とありますが、この中に公園をぜひ。小さな公園も非常に重要な場所になってくると思うのです。

21 ページにあるスポットパークとはどういうものですか。スポットパークみたいなのがあればそれも含めて、公園を入れていただきたい。あとは企業緑地ですが、東芝がビオトープをつくっています。市の方は入られたことがないですか。

事務局： ないです。

副会長： 企業緑地もすごく重要です。企業の緑地も一つの大きな緑なので、学校や地域と連携するという「地域」の中に、入れていただきたいと思います。特に府中市にはサントリーもNECもありますので。

事務局： スポットパークは小さい公園。例えば道路として買収した残地とか、そういうものを利用してちょっと休める場所、ちょっとしたまちなかの緑という意味合いで街区公園ではない。市立公園ではあります。

副会長： 都のものもありますか。

事務局： 基本的には市の所有です。道路を買収して残地が出た、それが三角の残地だったりするとほかに使い道がないので、スポットパークという名前をつけて小さな公園をつくっているところがあります。

委員： 本来は地主さんにもう一度返すことにすれば、そういう管理は減っていくと思います。スポットパークを増やすような土地もないので、スポットパークはできればないほうがいいでしょう。本当は隣の人に買ってもらえれば、その土地は全部、隣の方のものになる。

事務局： スポットパークも30か40くらいあって、使い勝手が悪く、こういった目的を達しない場合は見直しの対象となります。

委員： そのような土地はどのくらいあるのですか。囲い地ですよ。道路に接続していない土地。

事務局： 直接は接道していなくて市の敷地の中にあるようなものとか。それは何10カ所もあり、それらが全てではないですが、ものによって残し、また見直しも考えます。

委員： スポットパークは椅子などが置いてありますよね。三角の土地に座っている人なども見かけますから。そういうことに使わせてもらう。

副会長： いまのトレンドとしては2つあって、統廃合するという考え方と、まちなかに小さなスポットを置いていって座って休めるとか。全部が緑できちんと囲わなくてもよくて、安定な維持管理しやすいものにするとか、色々なやり方はありますが、どちらにしてもこういった小さな公園をどうするか、どこの区市町も悩んでいて、いま西東京市は市

民参加型の公園調査などをして、本当にそこが要るのか要らないのかを行政だけで決めるのではなくて、皆さんの意見も取り入れてやっていくと。そうすると納得する活用ができるだろうから、そういう方向性での協働について、ここにも入れておく必要があるのかなと思います。協働ならば全体に波及しているとも考えられますが。また、どういふところをスポットパークと呼んでいるのかという説明が必要だと思います。

副会長： 続いて、23 ページの開発事業に対する緑化の促進ですが、先ほどの ABINC という環境認証の話をしたのですが、そういう環境認証を開発事業のときに受けるといったことや、環境認証などを取るようなこともどこかに入れていただけるといいでしょう。

有名なところではカリフォルニア地区ですが、あそこの開発でかなり色々な環境認証を取って、資産価値を上げることと緑の確保が両立するということなのですが、それを取り入れてはどうかと思います。

もう一つ、先ほどのビオトープネットワークの話ですが、今回、府中市はエコロジーネットワークという文言はどこかで使っていますか。

事務局： 載っていません。

副会長： ビオトープネットワークという言葉もあるところですが、文言を整理して、ビオトープネットワークがいいのか、エコロジカルネットワークがいいのか、その辺をご検討の上、記載してください。

委員： エコロジカルネットワークのほうが大きいですね。そのエコロジカルネットワークを維持するためにビオトープというものが有効に働きますよという意味になるといいですね。

委員： エコロジカルネットワークというのは国土交通省で提案されているものです。30 ページの施策 24 で色々出ているのですが、これには基本的なエコロジカルなことはないのです。府中市もこれまで水と緑のネットワークに関してはハード面での整備が主だったように思えるところがありました。もっと生態系に配慮した水と緑のネットワークと

という意味では、私どものNPO団体も通年要望していましたが、ちょっとした連携は難しいと思ってしまっていて、今回はハードな部分だけ取り出して水と緑のネットワークを進めますとなっていて、いままでの議論がどう活かしているのかという派生が見られないのです。

副会長： 全体を通してですが、ネットワークの話があちこちにあり、統一感がないと感じます。先程のお話のように、ネットワーク化のためハード整備を進めることも重要なのですが、ハードだけでなくソフトのネットワーク、人のネットワークとか、さっきの連携とかも含めて、「水と緑のネットワーク化」とあって、その施策の対象は公園を結ぶというのは少し違うかなと。

まずは、水と緑のネットワークとはこういうもので、どういう視点でネットワークを形成するのかをもっと書き込んでいたうえで、それぞれの施策がある。ウォーキングマップ以外はハード整備ばかりです。施策26の府中基地跡地の話の中に、「市・市民・民間事業者が協力して」とあるのですが、それが府中基地の話に終始しているので、全体としてのネットワーク化、水と緑のネットワークとは何かということを整理していただいて、施策として出てきたほうがいいのではないかと思います。

委員： 先程、オリンピックの後の学校の建て直しの話があって、それと連携すればビオトープをうまく導入できるのではという話がありましたが、それはどのようにすれば導入しやすいですか。

委員： 設計するときにはビオトープの場所を確保する。後づけが多いため、景観的にいまいちだったり使いにくいということになっている。最初からあれば、校舎の位置や園庭などとバランスよく設計できるのではないのでしょうか。

副会長： 水と緑のネットワークでは、民地の利用という話もありましたが、そういったネットワークの見える化がすごく必要です。実際の府中市の緑が把握できて、みんなで一緒に話し合えるような基盤となるマップが必要かと思います。

このネットワークという中に、学校のビオトープはどれだけあるのかとか、実際にどうなのかとかわからないわけですよ。つくっていくというところをどこかに入れていただきたいと思います。

委員： 24 ページの生き物の生育空間の保全について、府中崖線の話とも関連しますが、西府中崖線のところにタヌキが出ます。多摩丘陵のほうから、どこかでつながって来るのだと思います。これがまちなかに出てくるというのはすばらしいことなのです。府中だけでなく国立のほうからずっと来ている。先程の話では崖線も経済原理でどんどん減らされているのが現実と書かれています。崖線が垂直に切られてコンクリートになったところはもう自然はできないです。いまは府中崖線あたりまではつながるが、せめて残っているところだけは何かやらないとだめですね。

副会長： 府中や国分寺は崖線があるおかげで、動物たちがつながっているんですね。住宅地になったからというより、本当に人の住む住まいの横に昔から住んでいたというところだと思います。いまのお話を聞いて思ったのですが、タヌキが府中にいるとか、知らない人もたくさんいると思いますが、府中市の生き物を紹介するような媒体はいままでにありましたか。

委員： 博物館とかにありますか。

副会長： あまり見たことがないのです。一般向けの学校に配布するものが小平市でつくられたのですが、そういう一般向けのものがあるといい。ヤマダ会長は一般向けの植物のすごく立派なものをつくられていてあのようなものを府中市としてつくられたらいいと思ったのですが、それは情報とか、普及・啓発のあたりに出ていると思うので、もしなければ入れていただきたいです。

委員： 動物だけでなく在来植物のほうも入れたらいい。

副会長： そうですね。外来種問題というのはあるので。

副会長： 続いて一つ。基本目標③の施策 19「緑化重点地区の指定」が非常に大きいなと思いました。市全域が緑化重点地区だと市民緑地制度も使えて、色々できるでしょう。ただ、市民緑地が1つもないのはそういう面が全然進んでいないということなので、どんどん促進していただきたいです。

委員： 28ページの(3)の「樹木の適切な維持管理に取り組みます」についてです。適切な維持管理を理解してもらうことが私たち樹木医からの切実なる願いで、ばさばさ切って危険になっていたり、弱らせているということは府中の皆さんの緑の財産を毀損につながるので、そうならないように具体的な管理マニュアルみたいなものをここに付けてもらいたいし、最初のけやき並木のところはちゃんと樹木医と書いてもらっているのですが、公園の樹木にも樹木医が関わってもらいたいし、19ページの「沿道緑化を促進します」にも、防災性の高い樹木の配置や管理などがありますので、そういったところをトータルで専門家である樹木医に維持管理、配置、樹種、選び方などのマニュアルをきちんとつくってもらいたいので、(3)①②にも維持管理を専門家の助言を入れて策定し、実施しますとしてほしいです。

委員： ここに「維持管理」と書いてありますが、管理とは何をするかということが要るはずですよ。例えば3年に1回なのか1年に1回なのか、春なのか夏なのか。巡視する時期などの管理マニュアルですかね。

委員： 更新と管理マニュアルが必要だと思います。前に事務局から、大木になったため混み合いすぎて大変だとおうかがいしていたので、そういうところは専門家の目で要るかどうかがジャッジしながら、次につながる管理していったほうがいいと思います。

委員： たぶんそれを最初に決めて、適切に管理されていたのが、だんだん間が開いて、誰も管理せずに太くなってしまい、また切らなければならなくなってしまったという感じではないですか。

委員： 「適切」という言葉が意外にあいまいで、ぶつ切りでも適切と思われてしまうとそれは違うということがありますよね。切り方についてすごく細やかにあるので、それは共有してもらいたいし、実施する業者さんにもしっかりマスターしておいてもらいたいです。府中市はそれほどでもないのですが、「こんなことでは木を植える意味がないじゃない」というようなものもいっぱい見ます。適切と思われているようだが、まったく適切ではない。防災上の意味からも葉がなければ延焼を防がないし、落下物も防がないし、意味がないのです。防災上も安全性の側面からも適切というものをきちんと作りあげたほうがいいのではないかと思います。

委員： 管理台帳などをつくったら、それは絶対的なものではなくて1年後にはまた変わるというくらいで、どんどん変えて見直しして。

委員： たぶん街路樹は診断をかけていますよね。カルテがあると、経過を見ればわかりますから。

事務局： 樹木ごとに台帳というのは特にはないです。まずは目視です。樹木の診断、点検というのは順序があるのですが、危険度があるならば、点検から診断をしていくという流れにはなります。公園だけでも何万本という木があるので、毎回全部というのはどうしても厳しい部分があります。

委員： でも、その診断・点検結果が残っているのならばそれを活かして、次の管理をどうするかというのをはっきり示したほうがいいと思います。

副会長： うちで指定管理している公園などの樹木は全部タグづけをして、アプリを開発してデータベース化しています。この仕組みはメルボルンがすごく有名で、メルボルンの街路樹管理方法は3万5,000本に全部タグづけしているのです。もっと言うと、全部の木がメールアドレスを持っていて、その木にメールが書けるようになっています。書くと、ちゃんと返答も来るみたいな。

メルボルンの問題としては、このままではどんどん樹木が高齢化してだめになってしまうと。もう一方で都市災害、ゲリラ豪雨などはどの都市にとっても大きな課題なのです。その中でメルボルンは、街路樹とか緑の基盤をきちんとして、グリーンインフラをつくるということにお金をかけて、タグづけなどを行っているのです。1本1本の管理をきちんとしてことによって、都市全体のグリーンインフラの価値を上げるというような感じで。

委員： 都道は全部に番号がついているし、街路樹診断はいつもしているので、それは見ればわかります。

委員： 府中市には何本あるか把握されているのですか。

事務局： 例えば公園を整備して設置した際に、ここに樹木を植えますみたいなことはあります。

委員： それは最初のことであって、その木がなくなってしまったとか、そういうことはまったく落とし込んでいないわけでしょう。

事務局： 落とし込みきれていないものもあります。

副会長： 普通はそうなのですが、それでは管理が大変になってきていますので、全部、アプリとかGPSで管理するくらいやっていると、これから耐えきれない。最初はお金と手間がかかるのが、1回やると楽だというのが、メルボルンとニューヨークで事例があり、担当者はそう言っているので、府中市にはできる体力がある。

事務局： 個別・具体的に計画に落とし込むのは難しいのですが、いまのお話のような例えばデジタルシステムの導入や、データ化していくというところは方向性として、「適切」とは何かという話になったときに少し具体的なものを入れるというご意見は入れられると思います。

委員： けやき並木のところには樹木医を入れてとか、「樹木診断による」

とか書いてありますよね。このレベルでいいので、公園の木、防災の木、沿道の木にもそれを取り入れていただいたほうがいいと思います。

委員： 28 ページに「パークマネジメントガイドライン」という新しい言葉が出ていますが、何をしたいのかがあっておきたいと思います。

また、次の 29 ページの官民連携手法の活用ということですが、民間事業者と連携しながら物事を進めていくとしても、事業者と地域のあり方や、責任の所在についても整理する必要があると考えます。

副会長： 公園の活性化委に関する協議会はどこかに載っていましたが、13 ページに公園の活性化に関する協議会はありますが、そのあたりとパークマネジメントガイドラインのつながりとか、Park-PFI とのつながりとか、その辺がわかるようにしておくといいかなと思います。

委員： このパークマネジメントガイドラインというのは見たことがないのですが、府中の公園で使わなければいけないものなのですか。

副会長： パークマネジメントという考え方が新しくて、公園についての文言が「維持管理」と「運営」しかないのですが、維持管理だけでなく運営管理と活用。いままでは行政がつくって、市民は使っていたが、一緒になって公園の運営や保全や活用を考えていきましょうという時代になってきて、パークマネジメントは新しい公園の運営管理のあり方なので、そのガイドラインをどこの区市町もつくりはじめていますが、それを府中市でも作成しようということだと思います。

委員： 最初のお話では狭いとか活用しにくいとか。府中の公園は活用しにくいから何もできないと聞いたことがあるのですが。

事務局： 活用しにくいということとできないということは違います。例えばいままでは大きい公園のイメージで、小さいから活用できなかったとしても、小さい公園では逆にこういうことができるかもしれないので、それも含めてどう活用していくのかと。

委員： この委員会が始まったころには、公園の中に保育所やお店を出すと色々な意見があって、最近はずっとそういう話がなくなっていました。要するにそういうことですね。

副会長： Park-PFI というのがまさに保育園とか商業施設とかいったものを核にした公園管理というものです。しかし、どこの公園でもそれでうまくいくわけでもないので、府中らしい公園の管理は何かということも含めてパークマネジメントガイドラインをつくと。それも、ちゃんと市民と一緒に協議してつくっていくという流れが必要なのかなと思います。

委員： 小さくても、その小ささを活かしたマネジメントというのはあると思いますので、大小にこだわらなくても。

委員： これは元からあるものであって、その府中版というものができるといいますか。

副会長： 2年前に都市公園法が大きく変わって、Park-PFI とか色々なことができるようになったため、10年前の基本計画にはなかった案件が今回出てきてここに入ってきたという。

小さい公園でいうと、西東京市では54公園をまとめて指定管理者が入ってやっているのですが、一番小さいものは4～5平米。小さな公園プロジェクトとして、そういった公園の活用を市民参加で進めていて成果があがっていることがあるので、色々なやり方があるかなと思います。

委員： 府中で指定管理者制度の導入はどのようなのですか。

事務局： いまは導入していませんが、この計画などで官民連携手法の導入可能性を検討するという形になってくれば、それに基づいて検討していきます。

副会長： 先ほどの委員のご質問に戻って、いかがでしょうか。

委員： 事業者が進めていくだけではなくて、地域住民との協議の場や、契約に当たっては市の責務として、管理のあり方の内容をしっかり決めていかないと、分散してしまつて事故が起こることある。その辺は工夫する余地はありますか。

副会長： ありますね。西東京市は非常にいいやり方をしたのですが、それは指定管理者の導入にあつて市民との協議とか、市民に色々なヒアリングをしたり、選定員に市民ボランティアが2名入つたりとか、そういったこともあつて市民協働型の指定管理者制度を導入したというのが大きい。一番は、公園担当の行政の中に市民協働担当がいて、指定管理者の中にも市民協働担当を置くことにして、行政と民間の官民連携がスムーズにつながるような仕組みにしたということがあるので、もし府中市がこれから導入するというのであれば、そういう先駆的な事例を見てよいものにできるのかなというふうに思います。

委員： 浅間山でやっていることは活用できないのですか。浅間山でやっているのは指定管理者という名前ではないのかもしれませんが、そういうものを活用できないのですか。

事務局： 同じようによいところを取り入れるというのは先進的な事例として、参考にすることはできます。

副会長： 27 ページですが、「維持管理・運営」となるとどうしてもハード的な意味合いが強くて、これからの公園管理はハードとソフトの両方をあわせていかなければいけないので、公園の管理運営の中に維持管理が入っていて、もう一つはソフトの色々なイベントやボランティアコーディネートをしたり、生態系の保全とか防災などが入ってくる。維持管理というと植栽管理と施設管理と清掃というイメージが強くて、それ以外のものが抜け落ちてしまうので、そこの書き方をもっと入れていただきたいと思います。ルールづくりばかりになってしまうのですが、ボランティアの維持管理のためのボランティアになってしまうので、維持管理だけでなく活用も入れていただくといいです。

委員： 31 ページに「休憩のできるベンチ」について、東京都の公園に行くとお金を払ってベンチに何か言葉や名前が書ける思い出ベンチがあるのですが、府中市もベンチを買って置くのではなくて、このようなやればどうですか。すごくお金が浮きますよね。

副会長： 東京都はあれが盛んで、人気がありすぎて、井の頭なども要らないくらいあるのです。ほかの公園は府中の森も浅間山もウェルカムですし、西東京市も市としては珍しいのですがやっています。ベンチに限らず色々な公園の施設をクラウドファンディング的に皆さんからお金をいただいてやっていくというのは海外では当たり前なので、そういった形で公園とつながるというやり方もありますね。

委員： ソフト面で、地域のコミュニティの場としての公園という表現がありました。それをやっぱり進めるべきです。その公園に行くと誰かに会える、何かがあるという公園、魅力ある公園にしていければいいかなと。

副会長： それをどう書くかは難しいのですが、これからの公園のトレンドはそこですよ。ニューヨークのグランドパークがすごく注目されていますが、それはいつでも人に会える、人が集っている、何かが起こっている公園なのです。それをあちこちがまねています。コミュニティとか地域の人が普段から憩える、イベントがなくてもみんなが来ているみたいな。皆さんが公園に来て憩うだけではなく、例えば自動販売機があって、1つ買ってくれればそこで収益が出るので、集客すればするほど落ちるお金もあって、それを還元していく形がこれからの公園のあり方なので、そちらの書きぶりをもう少し目立つようにしていただけたらと思います。

委員： 集まりについては、ボランティアをやっている団体でもいいですね。ボランティアが仲介に入る形で色々な話もできますし。それによってその公園を維持するという効果がありますよね。「ボランティアがあんなに一所懸命やっているなら大事にしなければならないね」という

効果も出てくるのではないかと思います。それをねらっているわけではないですが、私も仕事をしている中で色々な人と話をするのは非常に楽しみです、また、公園に来る人同士の会話も楽しい。

委員： それこそ市民の方に、ここの公園で何をしたいかとか、公募してもいいですね。

副会長： それはいま都立公園でも国分寺などでやっていて、すごく盛り上がっています。皆さんはやりたいことがあっても、公園ではハードルが高すぎてできないと思っているので、そんな形で呼び込めると。

委員： 火を使うことは特別な許可が要るのですか。

副会長： 都市公園法では火気仕様禁止なので、ある程度の許可が必要です。でも市民祭りで許可を取るとか、公園管理者と一緒にやればできます。様々な取り組みでファンが増えると。去年、浅間山も台風の時に、何も言っていなくても小学校、中学校、明大のグラウンドの人たちが来て片づけてくれたりもします。

委員： 中学校では生徒会が中心になって年に2回、草刈りをやっています。草刈りにはこういう意味あって大切だという話をして、理解してもらいながらやっています。生徒会が中心になってやっています。それが何年も続いていて、それを学校の伝統にするのだと言っています。

副会長： ほかにありますか。では基本目標⑤に移ります。

委員： (3)に「都市の安全性の向上に樹木等の緑を活用します」とありますので、ここは単にシラカシ、マテバシイというだけでなく、本当によい使い方をちゃんとマニュアルとかで、つくったらいいと思います。先進的な取り組みになるのではないですか。住宅の種類によって延焼の度合いなどは違ってきますから、それで種類とかをちゃんと選択するといいと思います。高さとか、指定が違うことで樹木の役割というか機能性も違ってきますし、避難経路に合わせて樹種を変えるとか、

そういうことでまさに避難するときにけやきに沿って逃げれば大丈夫とか、マテバシイに沿って逃げれば大丈夫とか、そういう役割もできたりします。そういうふうにマニュアル設計してもらえるとすごくいいと思います。

委員： マニュアルといっても最初からちゃんとしたものより、本当に基本的なことだけ書いてあればいいですよ。最初から立派なものをつくらうとすると大変ですよ。いつまでたってもできなくなってしまうから。

委員： ちょっとずつでいいと思いますが、まずこの目標に、府中市はこうすると示されているとすごくいいと思います。

副会長： 担当者が変わるとわからなくなってしまうと思うので、マニュアルの話が出ましたが、防災上の視点でのガイドラインをつくれたら非常に先進的なものになると思うのです。

委員： 大きく2つ。災害のことに関しては、35 ページで特に府中崖線西府町緑地について具体的に触れていただきました。ですが、府中市で今回指定したのは24カ所で、特別警戒地域に関して他はどうなのでしょう。災害の恐れがある箇所において、1カ所だけ書かれていて、府中崖線では他にもあると思うのですが、書き方としてももう少し広げてもいいのではないですか。特に西府町緑地については、樹木等の管理方法を検討するというのではなく、「進めます」と書いてほしい。

事務局： 土砂災害等の警戒区域に当たる部分というのは西府だけでなく白糸台のほうとか全体的にあり、その中で、西府町緑地のところは緑の拠点といっても位置づけています。まず拠点に位置づけている部分について、施策の中で書かせていただきましたが、ほかは何もしないということではなく、代表という言い方です。

委員： 西府町緑地というと西府文化センターの西側になるのですが、そこだけでなくそこから西もそうです。それから、本宿トンネルの東もそ

うですね。その辺はちょっと広いのですが、この書き方で正確なのでしょうか。

事務局： 拠点に位置づけている西府の崖線のあたりというか、この安全性の部分の中で特に拠点との関係もあるため、そこをうまく整理できるように書かせていただきたいと思います。

委員： 全体を見て、緑育とは何なのかイメージが捉えにくいです。

副会長： 私が思ったのは緑育も含めて専門用語が非常に多いので、解説が必要だと思いました。緑育というのは府中市としてはこういうことで、こういう目標を持って使っているということがきちんと書く。普通の人には法律の名前とかもわかりづらい。

事務局： 単語の説明が必要なものは、用語の解説などを後ろにつけていき、前回の計画と同様の形になるかとは思いますが。ただ、緑育というのはどちらかというと造語で、この協議会の中でこれを目標、キーワードとして出していくということになったので、そこは用語の解説というより、各施策に入る前の基本的な考え方とか目標の部分でちゃんとうたっていく必要があります、そこに出して行って、それを踏まえて基本方針、各施策に落ちていくという説明が必要なのかなと思います。

会長： 緑を育てる主体は誰かということと基本的には市民ですね。具体的には市民だけではなくて、やっぱり行政の方々にもやってもらう。いままではほとんど行政がやっていたかもしれないけれど、基本的には市民が緑を育てて、市民が緑を育てられることが緑育だと理解したらいいと思います。一部はもちろん行政にやってもらえるにしても、できるだけ市民が色々な形で関わりながら自分も育っていく、緑も育っていく、そんなイメージだと思うのですね。

副会長： たぶん委員の疑問は、そういうイメージが見えない、文章を読んでもわからないということなのではないかなと思います。

委員： 子供にだけ向けられた言葉のように一瞬思われちゃう。色々な取り方をされていていいのだとは思いますが。

委員： 「緑を育てられる緑育のまちづくり」のところに、「市民が」とか「みんなで」とか、主語が入るとわかります。

副会長： 基本目標⑤でいうと、基本方針として「整備を進めます」というと市民は関係なくなってしまうですね。行政のやることだとなってしまう。この④と⑤は全部、一方通行なのです。行政がやるだけではないということのところを打ち出していきたい。

防災でいうと、市民が自分たちでまちなかの緑をチェックするとかがいいなと思うのです。これは10年前なのですが、サンフランシスコでパークスキャンというプロジェクトがあって、市民がノートPCを持たされたのです。ボランティアの人たちがそれを持って、日常的に不具合があるとか、落書きがあるとか木が倒れているとかいうことを入れると、行政のほうのホームページにあがる。それをみんなが見られるようになっていて、行政のほうで「これはすぐにやります」とか「ちょっと時間がかかります」とか答えるのですが、これだけたくさん公園があって市役所の人が少ないという中では、そういった市民参加でやっていく仕組みが必要だと思えます。それが公開されることで他の市民が見て、自分が行って消すよということで落書きを消すことにもつながっていたので、防災という面でも、危険なところがあるとかそういうことに市民も目を光らせるというか、みんなで守っていくという雰囲気のことを書いていただけないかなと。

自分たちも参加型で見守っていく。公園・緑地を見守って安全・安心にしていくとか、何かそういう方向性があると一気に変わってくるかなと思えます。

委員： 今回の検討委員会で緑育という言葉は私も初めて聞いたのですが、非常に私は伝わると思っています。緑に育てられ、緑を育てる。なおかつここに市民という記入がもう少しあると、これをぜひ府中市の一つの用語として定着させてほしいなど。これは、我々の活動に対して、非常に要約された言葉だと思うのです。市民という言葉が欠けている

ので、もう少し加味してぜひ宣伝していただきたいと思います。

委員： できあがったものをどうやって告知し、見てもらうかですね。ここに置いてあるから見られるとか、ホームページに出ているというだけではみんな見ないと思います。知ってもらうための手段を考えていただけるといいです。

委員： キャンペーンをできたらいいですよ。

委員： できましたから見てくださいと置いてあるだけでは一方通行なので、それは工夫していただけるといいかなと思います。子供を虐待したり、簡単に人を傷つけたり、嫌な事件ばかりですよ。昨日のニュースに出ていたのは、自殺者が、10代とか20代の若年層に多いと。それは一つには人とのつき合い方を知らない、コミュニケーションの取り方を知らないということと、緑育の中には子供たちを緑の中で育ててそういう心をつくってあげるといふ、そういう公園は必要かなと思っっているのです。自然が人に与える影響というのはかなりのものがありますが、いまはそれが欠けているのではないかと思うのです。まして人とのコミュニケーションが取れないということではスマホが一つ大きな原因になっているのではないかと。人に物を頼んだり断ったりするのも簡単でしょう。本来なら、人に頼み事をするときには会話して頼む。また何か謝るにしても伝わらないということがあって、いまの若い人は心を病んでいるのかな、あるいは自分の抜け道がないのかな。そういうことが非常に懸念されています。自然が与える力を準備して、そういうところで子供を育てるといふことは非常に大切なことではないか。それだけでもこれはいいなというふうに市民に見てもらえる。それで一緒に緑を育てるといふ気運を高めなければいけないと思います。だから緑を大切にといふか、自然を基盤にして人を育てるといふことも非常に大事なことだなと思いますので、ぜひその辺のこともちよっと書いていただければいいなと思います。

委員： 少し検討してください。ずばり言えば、計画というものは市民が緑を育て、緑に育てられる緑育のまちづくりに努めると。「市民が」を

上にくっつけるだけで、完全にいまのニュアンスは伝わるのではないのでしょうか。府中市の歩道橋のところに「ほっとするね、府中」とかいう標語がありますが、それをこっちに変えるくらいのことをやると、イメージが変わってくるのではないかと思います。

副会長： 緑が主役になるというのはいままであまりなかったかもしれないのですが、ニューヨークなどでは都市計画のキャッチコピーが「グリーナー・グレーター・ニューヨーク」なのです。緑がある都市はすばらしいということが全部の都市計画の一番の冠になっているみたいなので、夢物語ではないなと思います。基本目標②に協働と書いてあるのですが、「府中はすごいね」とか、この計画ができたらお披露目のシンポジウムをして、みんなで府中の森、崖線を見に行くツアーとかがやれたらいいと思います。

事務局： いまの会長のご意見ですが、今回の協議会を開催させていただく中で、第3回、第4回で計画テーマをこちらのタイトルに決めさせていただいた経緯があります。いままでは検討結果でお示ししてこのテーマになっていますが、今回は「市民が」というフレーズをここに入れていくということでしょうか。

会長： 「市民が」の位置をもう少し後ろにするとすれば、「緑を育て、緑に育てられる市民による緑育のまちづくり」。そのほうがきれいかもしれないですね。はじめに「市民が」となるとちょっと「おっ」となるから、真ん中辺に入れるというのが。

副会長： 調整していただければ。

事務局： ありがとうございました。

副会長： 全体についてです。前回協議したところで、11 ページからの基本目標②のところなのですが、ともに緑のまちづくりに取り組むという中で、緑に関するこういった協議会的なものの定期的な開催の要望について、どこかに入れていただけないでしょうか。13 ページで多様な主

体との連携体制の構築というのがあって、公園については出てきているのと、まちなかきらら連絡会議もあるのですが、緑全体のこうした農地・屋敷林をお持ちの方も含め、公園の管理についてもそうですし、外部のボランティア、市民団体、色々な方が定期的に府中の緑について実情を把握したり協議をしたり、あとは新しくできる基本計画の進捗を行政からも確認してこちらからも意見交換するといったような場をつくったほうがいいと思います。

もう1つは、パンフレットとか動画とか。いま若い人も動画が大好きで見っていますが、緑の価値とか府中の緑についてもっとPRするような媒体がないと思ったのです。府中の生き物とか、マッピングした緑の状況とかを含めてどんどん出して、見える化して、市民が自分たちで育てていかなければいけないので、緑の知識をもっと知っていくような媒体をきちんとつくっていかなければいけないのに、この内容ではそこが抜け落ちていると思います。

委員： 緑の基本計画のホームページができるといいかもしれないですね。

副会長： 府中の緑に関するパンフレットとかも新しくつくったほうがいいと思うので、それを入れていただきたいと思います。どういう団体がどういう活動をしているのかも含めて、皆さん知らないことだらけ。生き物もそうですし。

委員： いままでの公園の維持管理とか、環境政策的なネットワークとか、そちらにシフトした意見が飛び交ったのですが、連携のあり方として、環境の保全係との普段の連携というか、そこは組織として具体的にできるのでしょうか。

事務局： いまの質問にお答えするのはなかなか難しいのですが、以前は公園緑地課の中に自然保護係という組織があり、そういった自然的なものも公園の中で業務の一環としてやっていた経緯があります。しかし、組織改正に伴って自然保護係は環境政策課に行ってしまったので、いま公園緑地課はどちらかというと整備と維持管理というのがメインの部分になってきています。自然保護的、自然環境的なものは環境政策

に行きましたが、公園緑地課の中にもそういった自然環境的なものがあるという認識を我々も持っていますので、部署は違いますが連携を図って、こういった施策についても進めていきたいと考えています。

委員： 他の課と話ができない理由は何かあるのですか。今回の話でも、別に環境政策の人が出てきてもいい。前回も、環境の人もたまには同席されたらいいという話も出ましたよね。今日もないが、最終のときくらいは来てもらったほうがいいのではないですか。

副会長： 委員からこういう意見が出ていると言っていたきたいです。

事務局： 連携できない理由は特になく、「連携しよう」と言うしかないと思います。今回のこの協議会の形式では、事務局は公園緑地課だけになっていて、要綱とか規則もできてしまっているのではなかなか難しいのですが、定例的に例えば協議会なり情報共有の場を設置する中にそういう課も入れていくとかいうのは新たな取組みなので、それはできるのかなという。その中で、先々この計画がどうなるというときにはまたやり方を変えていけばいいとは思いますが。今回はスケジュール感とか規則の改正とかはなかなかいまの時点では難しいので、次に向けてそこは取り組んでいくことだと思えます。

副会長： 庁内の決裁を取るのが本当に大変そうだと去年から見ていたので、次回から色々な人たちが一緒に出てきてくれたほうが良いと思います。担当者が顔を見て委員に直接言われるのと、また聞きで言われるのでは印象が全然違う。了解を得たとしても、了解の中身は違うと思うので、今後はぜひご検討いただければ。

会長： 本来は、そこに1人くらい座っていたほうがいいのです。2人でも3人でも。

事務局： 定例的に状況を共有していくような、例えば協議会などをやっていくのであれば、そこにはそういう形でやっていくところから入っていたほうがいいのかのらうなと考えています。

会 長： それでは、よろしいでしょうか。

「(2) 今後、重点的に取り組む施策（案）について」

事 務 局： 重点施策についてはこの後、ここで今回ご意見がある程度出たうえで庁内のほうで調整をさせていただいてまとめるという想定だったのですが、今回色々なご意見がありましたので、その中で少しピックアップさせていただき、事務局のほうで会長・副会長と、また庁内関係者と調整させて頂いたものを、最終回にご提示する形にてできればと考えております。

副 会 長： 今日出た皆さんのご意見をピックアップさせていただき、それを見せさせていただいて、また最終回に皆さんのご意見をいただくという。

事 務 局： その前に事前に、重点施策になったものを皆さんにも提示させていただいて、次回の審議の時にはその確認から入る形でよろしいでしょうか。

会 長： はい。

<その他>

「(1) 答申書の構成について、(2) 今後の実施スケジュールについて」

事 務 局： 答申書の構成のイメージも今回お配りしていますが、こちらはいままでの話をどのようにとりまとめるかということなので、こちらもここに肉づけしていくというものです。ご覧いただき、何かありましたらまた事務局に出していただいたうえで、会長、副会長と調整させていただければと思います。

最後にスケジュールのご相談です。次回が最終回になりますが、現時点の予定では9月11日（水）、同じくらいの時間ということで予定しております。

副 会 長： 場所はまた追ってということですか。

事務局： おそらく本庁になると思いますが、また通知させていただきます。
よろしく願いいたします。

委員： 9月11日（水）の午後ですよね。私どもは定例会があつて。年間を
通して第2水曜日の午後と決まっておりますので、出られません。事
前に相談してほしかったところです。

副会長： 13日（金）の午後2時半ぐらいからでは如何でしょうか。

事務局： 皆様のご都合が宜しそうですので、副会長にご提案頂いた9月13日
（金）午後2時半からにてお願いいたします。場所は追って通知いた
しますのでよろしく願いいたします。

会長： ありがとうございます。

以上